

対象施設一覧表

流域	処理区	施設名称	計画延長 (Km)	管理(供用) 延長 (Km)	マンホール箇所(基)		マンホール蓋 箇所 (基)	巡視・点検延 長 (Km)	増補幹線入孔 点検箇所 (箇所)	清掃・汚泥除 去延長 (Km)	調査(診断)延長 (Km)			修繕設計		改良設計			管きよ修繕延 長(スパン) (Km)	マンホール蓋 修繕改良箇所 (基)	備考								
					標準マンホー ル	特殊マンホー ル					潜行目視調査 φ1100mm以上	TVカメラ調査 φ1100mm未満	TVカメラ調査 φ800mm未満	修繕設計延長 (Km)	特殊マンホー ル(基)	改良設計延長 (Km)	標準マンホー ル(基)	特殊マンホー ル(基)											
淀川左岸流域	渚処理区	枚方交野幹線	9.29	9.13	11	21	36	9.13			9.130	6.266	2.859	0.005								3							
		淀川左岸幹線	2.38	2.34		5	7	2.34			2.345	2.345	0.000	0.000															
		寝屋川放流幹線	10.00	9.65		11	15	15	9.65			3.357	3.357	0.000	0.000														
		古川放流幹線	1.35	0.00																				未施工					
		渚水みらいセンター(場内埋設返流水配管)	—	0.20					0.20																				
		小計	23.02	21.32	11	37	58	21.32	0	0.00	14.832	11.968	2.859	0.005	0.000	0	0.000	0	0	0	0.000	3							
寝屋川流域	鴻池処理区	中央幹線(一)	4.31	7.44		63	71	7.44			0.085	0.071	0.014	0.000					2	2			伏越し等法定点検含む						
		中央幹線(二)	2.25	2.25		29	26	2.25							0.487	1													
		門真寝屋川幹線(一)	1.25	1.18		10	9	9	1.18																				
		門真寝屋川幹線(二)	3.68	3.61		43	44	44	3.61			0.514	0.514	0.000	0.000			0.215						伏越し等法定点検含む					
		門真寝屋川幹線(三)	3.51	3.39		33	31	31	3.39			3.388	3.388	0.000	0.000									伏越し等法定点検含む					
		大東幹線(一)	3.11	3.01		21	22	22	3.01			3.012	3.012	0.000	0.000							3	0.497	1	伏越し等法定点検含む				
		大東幹線(二)	2.18	2.32		23	43	43	2.32	0.24		0.707	0.707	0.000	0.000							1	0.302		伏越し等法定点検含む				
		門真守口幹線	4.08	3.89		20	19	19	3.89			3.689	3.689	0.000	0.000														
		寝屋川幹線(一)	2.13	2.19		13	16	16	2.19																2				
		寝屋川幹線(二)	4.61	4.70		31	53	53	4.70																				
		四条吸幹線	4.18	4.90		30	36	36	4.90		0.08															伏越し等法定点検含む			
		茨田幹線(一)	0.98	1.01		4	7	7	1.01																				
		茨田幹線(二)	2.28	2.27		18	12	12	2.27																				
		大東四条吸幹線	2.43	2.38		23	31	31	2.38																	伏越し等法定点検含む			
		寝屋川枚方幹線	5.17	5.02		39	41	41	5.02			3.510	1.156	2.354	0.000										1				
		香里枚方幹線	3.25	3.11		70	75	75	3.11			3.111	0.000	0.821	2.290					3					17	伏越し等法定点検含む			
		香里交野幹線	1.50	1.52		50	54	54	1.52																	7	伏越し等法定点検含む		
		寝屋川四条吸幹線	1.74	1.71		10	10	10	1.71			1.715	1.657	0.058	0.000											4			
		大東門真幹線	3.03	3.03		20	21	21	3.03																				
		古川導水幹線	0.88	0.89		4			0.89																				
		友呂岐導水幹線	0.21	0.21		6			0.21																				
		四條吸増補幹線	1.21	0.00																							未施工		
		門真寝屋川(三)増補幹線(一)	0.03	0.03		1	0	0	0.03	1		0.030	0.030	0.000	0.000														
		門真寝屋川(三)増補幹線(二)	1.89	1.89		3	3	3	1.89	3																			
		門真寝屋川(二)増補幹線	2.43	1.14		4	2	2	1.14	1	1.14	1.140	1.140	0.000	0.000												合流改善施設		
		寝屋川(一)増補幹線	0.55	0.00																								未施工	
		門真守口増補幹線	3.61	0.00																								施工中	
		中央(二)増補幹線(一)	1.63	1.63		6	9	9	1.63	3		1.630	1.630	0.000	0.000													未施工	
		中央(二)増補幹線(二)	0.44	0.00																									未施工
		寝屋川四條吸増補幹線	0.54	0.54		1			0.54	1		0.540	0.540	0.000	0.000														
		大東(二)増補幹線	1.69	1.02		8	9	9	1.02	1		1.020	1.020	0.000	0.000														
		大東四條吸増補幹線	1.33	1.33		3	6	6	1.33	1		1.330	1.330	0.000	0.000														
		大東門真増補幹線	3.94	3.94		8	6	6	3.94	5	1.80	3.940	3.940	0.000	0.000													合流改善施設	
		茨田(二)増補幹線	0.82	0.82		3	2	2	0.82	2		0.820	0.820	0.000	0.000														
		中央(一)増補幹線(一)	3.03	1.04		13	9	9	1.04	2		1.040	1.040	0.000	0.000														
		中央(一)増補幹線(二)	1.21	1.21		10	10	10	1.21	2		1.210	1.210	0.000	0.000														
		大東(一)増補幹線	3.21	3.21		5	8	8	3.21	3		3.210	2.686	0.524	0.000														
		古川増補幹線	1.55	0.38		1	2	2	0.38																				
		四條吸直送幹線	1.63	1.64		2	6	6	1.64																				
		豊島直送幹線	1.42	0.89		3			0.89																			施工中	
門真寝屋川(三)直送幹線	2.42	2.45		4	6	6	2.45																						
大東四條吸直送幹線	1.76	0.00																								未施工			
太平直送幹線	0.64	0.00																								未施工			
茨田ポンプ場放流渠	0.50	0.50		4			0.50																						
なわて送泥管																													
なわて送水管																													
鴻池水みらいセンター(場内埋設返流水配管)	—	0.99					0.99																						
		小計	94.24	84.68	1	638	699	84.68	25	3.26	35.641	29.580	3.771	2.290	0.487	1	0.215	5	6	0.799	32								

対 象 施 設 一 覧 表

流域	処理区	施設名称	計画延長 (Km)	管理(供用) 延長 (Km)	マンホール箇所(基)		マンホール蓋 箇所 (基)	巡視・点検延 長 (Km)	増補幹線入孔 点検箇所 (箇所)	清掃・汚泥除 去延長 (Km)	調査(診断)延長 (Km)			修繕設計		改良設計			管きょ修繕延 長(スパン) (Km)	マンホール蓋 修繕改良箇所 (基)	備考				
					標準マンホー ル	特殊マンホー ル					潜行目視調査 φ1100mm以上	TVカメラ調査 φ1100mm未満	TVカメラ調査 φ800mm未満	修繕設計延長 (Km)	特殊マンホー ル(基)	改良設計延長 (Km)	標準マンホー ル(基)	特殊マンホー ル(基)							
寝屋川流域	川俣処理区	中央北幹線	4.02	4.11		35	42	4.11			0.440	0.440	0.000	0.000							4	伏越し等法定点検含む			
		中央南幹線	10.56	11.08		117	123	11.08		0.18	7.747	7.747	0.000	0.000					2	0.912	4	伏越し等法定点検含む			
		枚岡河内北幹線	6.78	5.61	54	28	28	5.61			5.615	4.939	0.676	0.000								3	東大阪市管理分を除く		
		枚岡河内中央幹線	6.76	5.09	81	20	27	5.09			4.730	4.730	0.000	0.000							0.296	4	東大阪市管理分を除く		
		枚岡河内南幹線(一)	5.34	5.77		19	19	5.77													0.460	1			
		枚岡河内南幹線(二)	5.14	3.58	11	1	14	3.58																	
		八尾枚岡幹線	3.23	4.12		15	11	4.12																	
		恩智川東幹線	5.86	5.79		24	31	5.79																5	
		柏原八尾幹線	9.94	11.01	2	76	83	11.01				8.100	5.154	2.946	0.000							1	12		
		飛行場北幹線	6.78	6.74		24	27	6.74																2	
		飛行場南幹線	5.81	6.88		26	30	6.88																	
		平野川放流幹線	1.06	1.06			0	1.06																	
		飛行場北増補幹線	5.34	5.34		2	12	5.34	6			5.340	5.340	0.000	0.000										
		飛行場南増補幹線	5.16	5.16		3	7	5.16	3			5.160	5.160	0.000	0.000										
		柏原八尾増補幹線	5.75	5.75		14	17	5.75	4			5.750	5.475	0.275	0.000										
		中央南増補幹線(一)	2.85	2.85		3	8	2.85	4			2.850	2.850	0.000	0.000										
		中央南増補幹線(二)	2.07	2.07		3	0	2.07	1			2.070	2.070	0.000	0.000										
		四条増補幹線	2.79	2.79			0	2.79	1			2.790	2.790	0.000	0.000										
		枚岡河内中央増補幹線	3.60	0.00																					未施工
		枚岡河内北増補幹線	0.89	0.00																					未施工
		中央北増補幹線	2.02	2.02		2	14	2.02	2																
		小阪合直送幹線	3.54	3.43		4	10	3.43																	
		長吉直送幹線	1.36	0.99		2	4	0.99																	
		寺島貯留管	0.75	0.75		2	1	0.75																	
		竜華送泥管					3																		
		竜華送水管					3																		
川俣水みらいセンター(場内埋設返流水配管)	—	0.89				0.89																			
小計		107.40	102.88	148	426	508	102.88	21	0.18	50.592	46.695	3.897	0.000	0.000	0	0.000	0	3	1.667	35					
合計		224.66	208.88	160	1,101	1,265	208.88	46	3.44	101.065	88.243	10.527	2.295	0.487	1	0.215	5	9	2.466	70					



< 表面 >

管理番号.....

### 廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 年 月 日

記入者

1 排出事業者	名称	大阪府東部流域下水道事務所		所属	管理グループ	
	所在地	〒577-0063 東大阪市川俣2丁目1-1		担当者	TEL	06-6784-3728
					FAX	06-6784-3720
2 廃棄物の名称	下水汚泥					
3 廃棄物の組成・成分情報  (比率が高いと思われる順に記載)  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	主成分 他				MSDSがある場合、CAS No.	
	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4 廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害)					
5 特定有害廃棄物  ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 ( ) トリクロロエチレン ( ) 1,3-ジクロロプロペン ( ) 水銀又はその化合物 ( ) テトラクロロエチレン ( ) チウラム ( ) カドミウム又はその化合物 ( ) ジクロロメタン ( ) シマジン ( ) 鉛又はその化合物 ( ) 四塩化炭素 ( ) チオベンカルブ ( ) 有機燐化合物 ( ) 1,2-ジクロロエタン ( ) ベンゼン ( ) 六価クロム化合物 ( ) 1,1-ジクロロエチレン ( ) セレン ( ) 砒素又はその化合物 ( ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( ) ダイオキシン類 ( ) シアン化合物 ( ) 1,1,1-トリクロロエタン ( ) 1,4-ジオキサン ( ) PCB ( ) 1,1,2-トリクロロエタン ( )					
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE)					
	生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン					
	生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)					
8 その他含有物質  ( )には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△  <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 ( )    塩素 ( )    臭素 ( ) ヨウ素 ( )    フッ素 ( )    炭酸 ( ) 硝酸 ( )    亜鉛 ( )    ニッケル ( ) 銅 ( )    アルミ ( )    アンモニア( ) ホウ素 ( )    その他 ( )					
9 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性( °C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性( °C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他( )					

10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状( ) 臭い( ) 色( ) 比重( ) pH( ) 沸点( ) 融点( ) 発熱量( ) 粘度( ) 水分( )
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器( ) <input checked="" type="checkbox"/> 車両(特殊強力吸引車) <input type="checkbox"/> その他( )
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) ( 250 ) kg・t・ $\mu$ m (m)・本・缶・袋・個 / 年(月)・週・日
15	特別注意事項  (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載  ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

・ サンプル等提供 ( 均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有 )

(写真)



・ 産業廃棄物の発生工程等  
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。  
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

# リサイクル計画書（詳細設計）

## 1. 設計概要

発注機関名		委託名	
施工箇所		事業概要等	
工事着手予定時期			

## 2. 建設資材利用計画

建設資材		① 利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
建設発生土	第1種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第2種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第3種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	その他	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砕石		トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物		トン	トン	トン	トン	%	
		トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物搬の種類		⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨再生資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)
建設発生土	第1種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	第2種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	第3種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	第4種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
	泥土（浚渫土）	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
合計		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
コンクリート塊		トン	トン	トン	トン	トン	%
アスファルト・コンクリート塊		トン	トン	トン	トン	トン	%
建設発生木材		トン	トン	トン	トン	トン	%
建設汚泥		トン	トン	トン	トン	トン	%
		トン	トン	トン	トン	トン	%

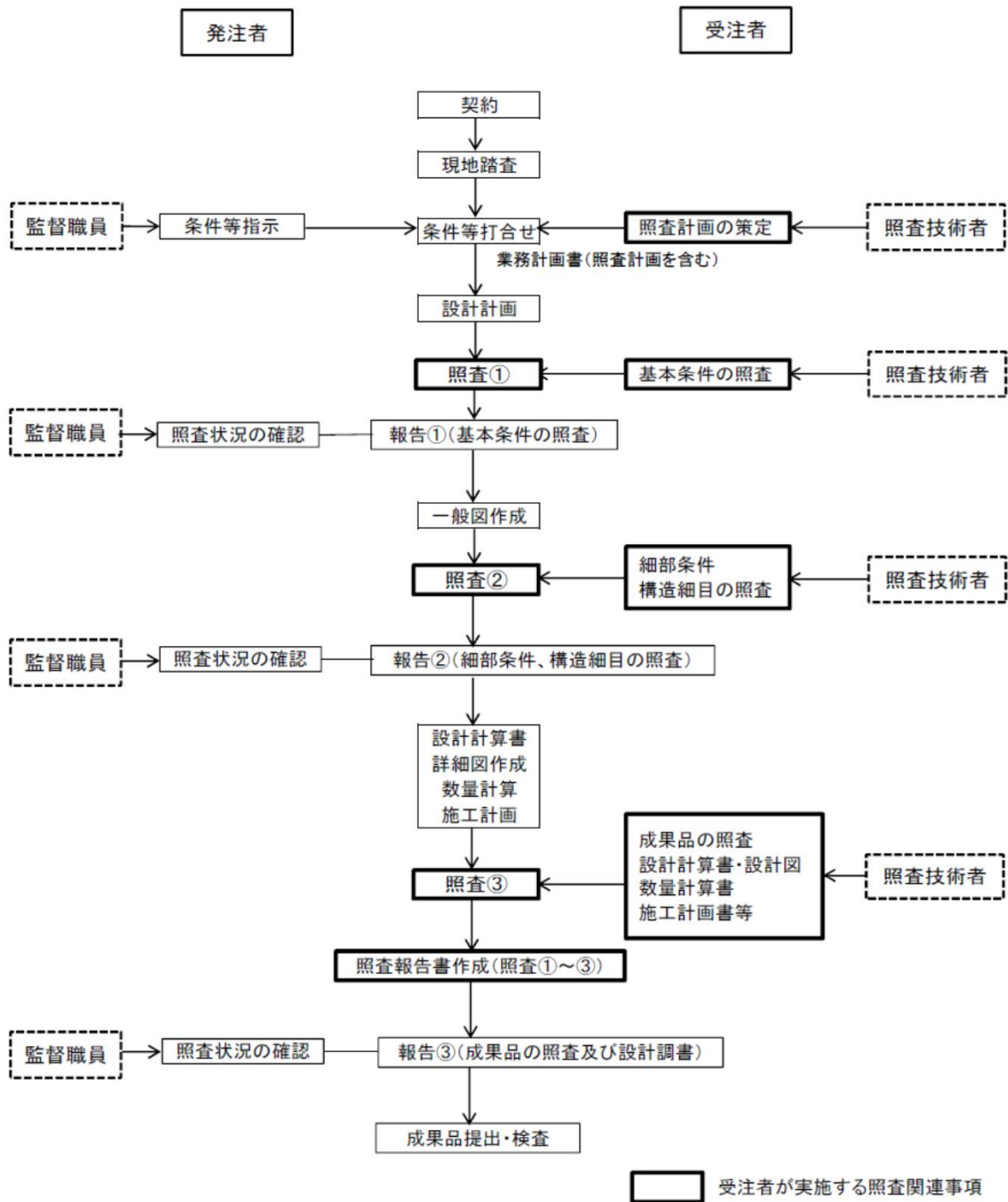
※ 建設発生土の区分（既存資料から判断するのとする。）

- ① 第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずるもの。 ② 第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。  
 ③ 第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。④ 第4種建設発生土 粘性土及びこれらに準ずるもの。  
 ⑤ 泥土（浚渫土） 浚渫土のうち概ねq c 2以下のもの。 （第3種建設発生土を除く）

※ 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

( 別 紙 )

## 詳細設計照査フロー



※1. 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。

※2. フロー中に記載する「監督職員」とは、監督員のみを示すものではなく、主任監督員等も含むものであり、必要に応じて、所長、技術次長、担当課長等も含めるものとする。





# 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務共通仕様書

令和5年4月

大阪府東部流域下水道事務所

## 第1章 共通事項

### (適用)

第1条 産業廃棄物等収集運搬及び処分業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、大阪府東部流域下水道事務所（以下、「発注者」という。）が発注する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下、「産業廃棄物等」という。）（焼却灰、焼却炉抜取珪砂、しさ、沈砂、沈砂しさ、脱水ケーキ、汚泥、特別管理ダスト、中間処理ダスト、廃油及び廃プラスチック等）の収集運搬及び処分業務について適用する。

2 共通仕様書に特に定めがない事項については、「委託役務業務必携」（大阪府都市整備部）及び「土木請負工事必携」（大阪府都市整備部）の規定によるものとし、原則として契約前の入札公告（随意契約による場合は見積り依頼）時における本特記仕様書交付開始日での最新版を適用するものとする。ただし、それ以降に改正等があった場合は、契約期間中に受発注者間で協議の上、必要に応じて最新版の適用に代えるものとする。ただし、管理技術者に2級施工管理技士または、これと同等以上の有資格者であることは求めない。

なお「委託役務業務必携」及び「土木請負工事必携」は、大阪府都市整備部ホームページ（以下のURL参照）に掲載している。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>

3 受注者は、契約書、共通仕様書及び特記仕様書に基づいて業務を行うこと。

### (業務の実施)

第2条 水みらいセンター外については現在稼動中であるので、本業務の実施にあたっては稼働中の設備の運転に支障なきよう、発注者と十分協議すること。

### (遵守事項)

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」という。）、その他の関係法令等を遵守しなければならない。

### (適正な業務の履行)

第4条 受注者は、関係法令を遵守し、適正に収集運搬及び処分を行うこと。また、受注者は、廃棄物処理の関係法令に従い、適正に履行すること。

### (臭気等注意事項)

第5条 本業務の履行にあたり安全に注意をはらい、産業廃棄物等は臭気等が強いので収集運搬及び処分にあっては、臭気等が外部にもれないように対策を実施すること。

### (産業廃棄物等データシートと性状変化時の連絡)

第6条 産業廃棄物等の性状を記した廃棄物データシートを別紙に示す。

- 2 産業廃棄物等の性状変化が発生したときは、発注者より受注者へ迅速に連絡するものとする。
- 3 連絡体制は計画書の緊急連絡体制とする。

- 4 本業務の履行に際し産業廃棄物等の性状変化が発生し、対策の必要が生じた場合は、受注者は発注者と協議しその対策を迅速に行うものとする。

(損害賠償等)

第7条 本業務を実施することにより第三者に与えた損害については、受注者が負担するものとする。また、過失等により発注者の施設等を損傷させた場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従い受注者の責任において修復すること。

## 第2章 収集運搬業務

(電子マニフェスト)

第8条 本業務で発生した産業廃棄物の収集運搬をする場合にあつては、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「JWNET」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）により行うものとする。

2. 受注者は、産業廃棄物の収集運搬に先立ち、電子マニフェストの公開番号を大阪府に通知しなければならない。
3. 電気通信回線の故障や天災等、受注者の責によらないやむを得ない事由により電子マニフェストが利用できないときは、第1項にかかわらず、監督職員と協議の上、紙マニフェストの交付により行うことができるものとする。

(提出書類)

第9条 受注者は、業務着手に先立ち下記書類を各1部ずつ提出すること。

- (ア) 法第14条第1項または第14条の4第1項に係る許可証の写し
- (イ) 法第14条第1項または第14条の4第1項に係る許可申請書の写し（運搬車両一覧の写し）
- (ウ) 使用車両の自動車検査証の写し
- (エ) 車両運転手の運転免許証の写し
- (オ) 使用車両の写真（横（運転席側）及び後ろから写したもの）
- (カ) 使用車両の荷台寸法（荷台内寸法＝幅・長さ・高さ・容量）
- (キ) 使用車両の空車車両の計量票（計量証明事業登録事業者発行のもの。ただし、発注者が必要でないとは判断した場合はこの限りではない。）
- (ク) その他発注者が要求するもの

## 第3章 処分業務

(産業廃棄物等処分施設の事故等による場合における処分の履行)

第10条 産業廃棄物等処分施設の事故等において処分が不可能となった場合、受注者は関係法令に基づき関係行政機関へ速やかに報告すると共に、発注者及び関係業者と早急に協議を行い、適切に本業務を遂行するためのあらゆる対策並びに処置を敏速に実施するものとする。

- 2 前項の対策及び措置を実施するにあたり本業務が履行できなくなった場合は受注者の責任において、履行するために措置を実施しなければならない。また、その場合、受注者において、本業務

の処分を行う場合は、関係法令に基づいた手続きを行い適正に行うこと。

(処分の確認)

第 11 条 本業務で発生した産業廃棄物の収集運搬及び処分をする場合にあつては、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「JWNET」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）により行うものとする。

2. 受注者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分に先立ち、電子マニフェストの公開番号を大阪府に通知しなければならない。
3. 電気通信回線の故障や天災等、受注者の責によらないやむを得ない事由により電子マニフェストが利用できないときは、第 1 項にかかわらず、監督職員と協議の上、紙マニフェストの交付により行うことができるものとする。

(提出書類)

第 12 条 受注者は、業務着手に先立ち下記に示す書類を各 1 部ずつ提出すること。

- (ア) 法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項に係る許可証の写し
- (イ) 廃棄物処理の過程及び処理能力を記載した書類
- (ウ) 受注者が最終処分場と交わした契約書の写し
- (エ) 計量証明の事業者の登録証明書及び計量証明検査等の合格が証明できるもの
- (オ) その他発注者が要求するもの

## 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「JWNET」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）への加入・登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者との契約書の写し及び収集運搬業者及び処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、本工事で建設廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第3条 受注者は、電子マニフェストを使用した産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出すること。

なお、本工事で建設廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第4条 以下に掲げる理由により電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理を迅速に行うことが困難な場合に限り、第1条にかかわらず、紙マニフェストの交付により行うことができる。

(1) 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、電子マニフェストが利用できないとき

(2) 設計図書で処分が明示された種類の産業廃棄物以外の産業廃棄物が発生した場合に、電子マニフェストが利用できないとき

第5条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を「紙マニフェストの交付に関する承諾願（様式1）」により協議し、監督職員の承諾を事前に得て行うものとする。

また、報告した内容に変更が生じる場合においても同様の取扱いとする。

第6条 前条の規定により、監督職員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処

理を行った場合、第4条に規定する理由が止んだときは、電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨を「電子マニフェスト再開の報告書（様式2）」で監督職員に遅滞なく報告を行うものとする。

第7条 第5条による監督職員の承諾を事前に得ることなく、紙マニフェストの交付により産業廃棄物を処理した場合は、遅滞なく「紙マニフェストの交付に関する顛末書（様式3）」により、報告しなければならない。

第8条 受注者は、工事完成前に、処理実績と産業廃棄物処理にあたって交付した全ての電子マニフェスト又は紙マニフェストの照合確認を行い、「廃棄物管理票報告書（様式4）」及び「廃棄物管理票一覧表（表-1～4）」を作成し、電子マニフェストの場合は受渡確認票（紙マニフェストの場合はその写し）とともに監督職員に提出しなければならない。

なお、産業廃棄物の処理がなかった場合も「廃棄物管理票報告書（様式4）」を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第9条 産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合、もしくは「廃棄物管理票報告書（様式4）」を提出しなかった場合は、大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領及び大阪府入札参加停止要綱に基づき措置が講じられる。









様式 4 廃棄物管理票報告書（受注者⇒発注者）

（様式 4）

令和 年 月 日

大阪府総務部契約局長 様  
（〇〇〇〇事務所長 様）

受注者 所在地  
社 名  
代表者

廃棄物管理票報告書

工事の完成に当たり、本工事において交付した全ての廃棄物管理票について、以下のとおり報告します。（該当する全ての項目にチェックします）

工事名：

- 項目 1  電子マニフェストを交付しました（表-1 を添付）  
項目 2  承諾された紙マニフェストを交付しました（表-2 を添付）  
項目 3  不承諾とされた紙マニフェストを交付しました（表-3 を添付）  
項目 4  承諾願を提出していない紙マニフェストを交付しました（表-4 を添付）  
項目 5  産業廃棄物を処理しなかったため、電子マニフェスト及び紙マニフェストを交付しておりません。

※記入上の留意点

- ・項目 3 に該当した場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第 9 条が適用されます。
- ・項目 4 に該当した場合は、必ず顛末書（様式 3）を添付すること。  
添付しない場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第 9 条が適用されます。

総括 監督員	主任 監督員	監督員	副 監督員

現場代理人	主任（監 理）技術者

